

策定年度 (策定年月日)	昭和46年度 (昭和47年3月)	策定主体	旧大曲市
	昭和48年度 (昭和49年3月)		旧西仙北町
	昭和48年度 (昭和49年3月)		旧中仙町
	昭和47年度 (昭和48年3月)		旧協和町
	昭和49年度 (昭和50年3月)		旧南外村
	昭和47年度 (昭和48年3月)		旧仙北町
	昭和47年度 (昭和48年3月)		旧太田町
変更年度 (変更年月日)	令和4年度 (令和4年7月29日)	策定主体	大仙市
計画期間	5年間		

秋田県大仙市

農村地域への産業の導入に関する実施計画書

令和4年7月

前文

1 大仙市の概況

大仙拠点産業導入地区の所在する大仙市は、北緯 39 度 27 分、東経 140 度 28 分で秋田県のほぼ中央に位置し、東は岩手県、西は秋田市、由利本荘市、南は横手市、美郷町、北は仙北市とそれぞれ接している。東方に奥羽山脈、西方に出羽（笹森）丘陵が縦走しており、その間を南から北に流れる雄物川とその支流で東から西に流れる玉川を軸として、広大な仙北平野が形成され県内有数の穀倉地帯となっている。

面積は 866.79 平方キロメートルで、東西約 44 キロメートル、南北約 40 キロメートルにわたり広がっており、令和 2 年度における土地利用の内訳は、山林 32.3%、田畑 24.2%、宅地 3.0%、その他 40.5%となっている。

令和 2 年国勢調査における本市の総人口は 77,657 人で、昭和 30 年の 123,158 人をピークに減少を続け、この 65 年間の減少数は 45,501 人で、減少率は 36.9%となっている。

また、令和 2 年の就業割合は、第 1 次産業就業者が 2.7%、第 2 次産業が 28.9%、第 3 次産業が 68.1%となっているが、就業者数は、生産年齢人口の減少により、平成 17 年度以降、全産業での減少傾向が続いている。

(1) 大仙市農業の動き

本市農業は、令和 2 年では 3,779 戸の農家が 16,502ha の耕地で営農を展開しており、新潟市に次いで全国第 2 位の生産量を誇る米を中心に市内産業の主要な位置を占めている。

令和元年の農業産出額は 236 億 6 千万円となっており、作物別では米が 166 億 1 千万円（70.2%）、畜産 29 億円（12.3%）、野菜 29 億 2 千万円（12.3%）、果実 1 億 4 千万円（0.6%）、その他（花卉等）10 億 9 千万円（4.6%）となっており、米に偏重した産業構造となっている。

農家戸数は、平成 2 年に 12,242 戸であったが減少を続け、令和 2 年には 3,779 戸となった。これに伴い平成 27 年と比較すると農家率も減少しており 26.2%となったが、秋田県全体（25.4%）と比べるとなお高い水準にある。

専・兼業農家別では、専業農家は平成 17 年には 878 戸であったが、平成 27 年には 1,084 戸となっており、令和 2 年の主別業経営体の主業については、734 戸となっている。

農業就業人口は、農家戸数を上回るテンポで減少し続け、昭和 50 年代に 2 万人を割り込み、令和 2 年の農業従事者は 9,842 人となり、高齢化も進行してきている。

本市では、平成 28 年 3 月に第 2 次大仙市総合計画基本構想を策定し、本市農業のこうした現状を踏まえながら、国の農政大転換に対応し、米に依存しすぎた農業構造からの脱却や、広範な水田の有効活用を図る取組として、土地利用型作物の大豆振興、野菜・花きなどの園芸作物や畜産などの複合部門の推進に努めている。園芸作物については、平成 27 年度から開始した中仙地域の園芸メガ団地でのトマト栽培をはじめ、土地利用型作物として大豆振興を図るため、大豆産地化推進事業を実施する等、今後も引き続き生産の振興及び拡大を図ることとしている。また、畜産業については、若手の担い手による大規模経営を軸とした生産基盤の拡大などにより、繁殖牛農家の多頭飼育が図られており、飼養頭数は増加傾向にある。今後も引き続き、国産品への安全性や品質への市場ニーズの高まりに対応するための安定的な供給が求められている。

加えて、農村地域における安定した就業の場の創出、6 次産業化など産業総合的な取組の推進を図りながら、農村地域の元気を生み出す取組は欠かせないものとなっており、これまでの農業施策を発展的に継続するほか、農村地域への計画的な産業の導入を促進することが求められている。

(2) 産業

大仙市において、市内総生産における産業構造の構成比（平成 30 年度秋田県市町村民経済計算）は第 1 次産業が 5.1%、第 2 次産業が 24.0%、第 3 次産業が 70.9%となっている。また、産業別就業者数の構成比（令和 2 年国勢調査）は、第 1 次産業就業者が 2.7%、第 2 次産業が 28.9%、第 3 次産業が 68.1%となっている。

また、誘致企業は令和 4 年 3 月現在 40 事業所となっている。企業誘致による産業の振興は地域経済を発展させ、就業機会と所得をもたらし、若者の定住化にもつながる市勢発展の大きな原動力の一つである。今後も、新企業団地の整備や空き校舎の活用などを通じてハード面の整備を推進するとともに、企業の要望に柔軟に対応できる支援制度の充実を図る必要がある。

(3) 雇用

令和 2 年における産業別就業構造は、第 1 次産業就業者で 2.7%、第 2 次産業で 28.9%、第 3 次産業で 68.1%となっている。これを平成 27 年と比較してみると第 1 次産業からは 85.0%にあたる 4,855 人の減少、第 2 次産業で 14.4%にあたる 1,524 人の減少、第 3 次産業では 13.7%にあたる 3,397 人の減少となっている。

人口減少が進む中、第1次、第2次、第3次産業すべてにおいて減少しており、特に第1次産業での減少が著しい。就業者全体では10,066人が減少している。

令和4年3月のハローワーク大曲管内における高卒就職者は241人で、これを平成28年3月と比較すると117人の減少となっている。就職者に対する県内就職者数は194人で、県内就職率は80.5%となっている。

また、出稼ぎ労働者の大半を占める農家出身の出稼ぎ者は、高齢により引退する方が増加するとともに、若年者の新規参入が皆無に近いことから、昭和51年以降一貫して減少を続け、令和3年には43人となっている。

本市の総人口は、戦後まもなくまで増加したが、昭和30年の123,158人をピークに減少へと転じ、平成12年には10万人を割り、平成27年には82,783人まで減少している。今後5年間は年平均1,000人程度減少し、令和2年10月1日現在、77,657人となっている。

一方、市内の労働力人口は、平成27年の41,500人（10月1日現在）に対し、令和2年は31,434人（10月1日現在）と減少傾向にあり、今後も減少が見込まれている。そのため、人口減少に歯止めをかけ、労働力を確保するためには、女性や若者にとって魅力のある仕事の創出が不可欠であり、女性や若者の感性が発揮できるICT産業やサービス産業の振興を図るほか、製造業・サービス産業・観光産業・福祉産業・農林水産業・建設業などあらゆる産業分野において、付加価値生産性の向上等を図ることにより賃金水準の改善を促し、女性や若者の定住を積極的に図っていく必要がある。

2 農村地域への産業導入の基本的な考え方

第2次大仙市総合計画基本構想では、「人が生き人が集う夢のある田園交流都市」を将来都市像とし、基本理念の一つに「生き生きと生活し働くことのできる活力と創造に満ちたまち」を掲げ、就業機会の創出や所得の向上をもたらす、地域の活力を生み出す源である産業を、地域の独自性を活かしながら振興を図ることとしている。

1(1)のような現況にある本市農業においては、「地域が誇れる農畜産物づくり」や収益性の高い複合型生産構造への転換を推進するとともに、農業生産を支える「担い手の確保・育成」と、担い手が営農しやすい環境をつくる「生産条件の整備」を推進する必要がある。産業においては、既存の地場産業における経営体質の強化や新たな販路拡大等につながる取組を支援するとともに、若者や女性の能力が発揮されやすい分野の企業誘致活動を強化するなど、次代を担う世代が安心して活躍できる地域社会の実現に向けた取組を推進する必要がある。

こうした考えを踏まえ、本計画は地域の農業者の安定した就業機会が確保され、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により地域の農業の集積・集約化等が図られるなど、農業と農村地域に導入される産業との均衡ある発展が図られることを基本目標とし、令和9年度を目標として策定するものである。

第1 産業導入地区の区域

1 産業導入地区の名称

大曲西根地区を新設する。

産業導入地区の名称	団地の名称	備考
藤木地区	藤木工業団地	継続
西仙北地区	土川工業団地	継続
西仙北地区	北野目工業団地	継続
西仙北地区	西今泉工業団地	継続
中仙地区	野中工業団地	継続
中仙地区	上黒土工業団地	継続
中仙地区	中川原	継続
台林地区	台林工業団地	継続
田中田地区	田中田	継続
大和田地区	大和田工業団地	継続
田茂木第1地区	田茂木第1工業団地	継続
天ヶ沢地区	天ヶ沢工業団地	継続
田茂木第2地区	田茂木第2工業団地	継続
太田北開地区	太田北開工業団地	継続
太田国見地区	太田国見工業団地	継続
太田三本扇地区	太田三本扇工業団地	継続
大曲西根地区	大曲企業団地	新規

2 産業導入地区の所在、地番、面積等

- ・ 藤木地区

所在 大仙市藤木字下野中2 1

面積 31,965 m²

- ・ 西仙北地区土川工業団地

所在 大仙市土川字上雨堤1-3 4

面積 62,742 m²

- ・ 西仙北地区北野目工業団地

所在 大仙市北野目字白山堂下7 0 0

面積 54,980 m²

- 西仙北地区西今泉工業団地
所在 大仙市土川字刈布沢 2 4-3 1
面積 50,491 m²

- 中仙地区野中工業団地
所在 大仙市鑓見内字野中 2 4 8-1
面積 16,000 m²

- 中仙地区上黒土工業団地
所在 大仙市清水字上黒土 9 9 3
面積 6,337 m²

- 中仙地区中川原（未造成）
所在 大仙市北長野字中川原
面積 39,000 m²

- 台林地区
所在 大仙市協和稲沢字台林 1 6-1
面積 65,440 m²

- 田中田地区（未造成）
所在 大仙市南外田中田字山根
面積 25,000 m²

- 大和田地区
所在 大仙市戸地谷字大和田 1 7 6-1
面積 13,310 m²

- 田茂木第 1 地区
所在 大仙市堀見内字下田茂木添 2 8-1
面積 19,508 m²

- 天ヶ沢地区
所在 大仙市戸地谷字天ヶ沢 2 1 2-1
面積 21,884 m²

- 田茂木第2地区
所在 大仙市堀見内字下田茂木添29
面積 13,761 m²
- 太田北開地区
所在 大仙市太田町齊内字北開182-3
面積 74,466 m²
- 太田国見地区
所在 大仙市太田町国見字稻荷堂162
面積 21,115 m²
- 太田三本扇地区
所在 大仙市太田町三本扇字一本木18-1
面積 21,597 m²
- 大曲西根地区
所在 大仙市大曲西根字上野170番地 他63筆
面積 72,171 m²

全体面積 609,767 m²

新規導入地区である大曲西根地区における地番表明細は次のとおりである。

地区名	団地名	所在			地番	地目		面積 (㎡)	備考
		市町村	大字	字		公簿	現況		
大曲西根	大曲企業団地	大仙市	大曲西根	上野	170	田	田	3,310.00	
		〃	〃	〃	171	田	田	3,088.00	
		〃	〃	〃	172	田	田	3,059.00	
		〃	〃	〃	173	田	田	3,054.00	
		〃	〃	〃	174	田	田	129.00	
		〃	〃	〃	175	田	田	2,493.00	
		〃	〃	〃	176	田	田	236.00	
		〃	〃	〃	177	田	田	224.00	
		〃	〃	〃	178	田	田	169.00	
		〃	〃	〃	179	田	田	2,647.00	
		〃	〃	〃	180	田	田	1,599.00	
		〃	〃	〃	181	田	田	1,358.00	
		〃	〃	〃	186	その他	その他	1,251.00	
		〃	〃	〃	187	その他	その他	203.00	
		〃	〃	〃	192	その他	その他	149.00	
		〃	〃	鳥居	231	その他	畑	585.00	
		〃	〃	〃	232	その他	その他	661.00	
		〃	〃	〃	249	田	田	1,574.00	
		〃	〃	〃	250	田	田	3,068.00	
		〃	〃	〃	251	田	田	858.00	
		〃	〃	〃	252	田	田	640.00	
		〃	〃	〃	253	田	田	490.00	
		〃	〃	〃	254	田	田	980.00	
〃	〃	〃	255	田	田	70.00			
〃	〃	〃	256	田	田	994.00			
〃	〃	〃	257	田	田	2,099.00			
〃	〃	〃	258	田	田	1,922.00			
〃	〃	〃	259	田	田	1,128.00			

地区名	団地名	所在			地番	地目		面積 (㎡)	備考
		市町村	大字	字		公簿	現況		
大曲西根	大曲企業団地	〃	〃	〃	260	田	田	1,795.00	
		〃	〃	〃	261-1	田	田	1,448.00	
		〃	〃	〃	261-2	田	田	989.00	
		〃	〃	〃	261-3	田	田	1,577.00	
		〃	〃	〃	261-4	田	田	396.00	
		〃	〃	〃	264-1	田	田	1,085.00	
		〃	〃	〃	264-2	田	田	1,108.00	
		〃	〃	〃	265	田	田	298.00	
		〃	〃	〃	266	田	田	293.00	
		〃	〃	〃	267-1	田	田	1,995.00	
		〃	〃	〃	267-3	田	田	796.00	
		〃	〃	〃	267-4	田	田	104.00	
		〃	〃	〃	268-1	田	田	2,897.00	
		〃	〃	〃	269-1	田	田	1,156.00	
		〃	〃	〃	270-1	田	田	1,707.00	
		〃	〃	〃	271-1	田	田	2,481.00	
		〃	〃	〃	271-3	その他	その他	386.00	
		〃	〃	〃	272-1	田	田	1,110.00	
		〃	〃	〃	273-1	田	田	468.00	
		〃	〃	〃	274-1	田	田	1,123.00	
		〃	〃	〃	274-3	田	田	133.00	
		〃	〃	〃	275-1	田	田	2,622.00	
		〃	〃	〃	275-3	田	田	241.00	
		〃	〃	〃	276-1	田	田	942.00	
		〃	〃	〃	277-1	田	田	2,141.00	
		〃	〃	〃	277-3	田	田	221.00	
		〃	〃	〃	299	その他	その他	644.00	
		〃	〃	〃	300	その他	その他	183.00	
		〃	〃	〃	301	その他	その他	1,189.00	
		〃	〃	〃	308	その他	その他	189.00	
〃	〃	〃	309	その他	その他	784.00			
〃	〃	上寺野	290-2	その他	その他	294.21			
〃	〃	〃	291	畑	畑	525.00			
〃	〃	〃	313-1	畑	畑	218.00			
〃	〃	〃	314	その他	その他	594.04			
計								72,170.25	

3 産業導入地区の区域の設定の考え方

(1) 継続地区

継続地区としては、昭和46年に藤木地区、昭和47年に台林地区、大和田地区、田茂木第1地区、天ヶ沢地区、田茂木第2地区、太田北開地区、太田国見地区、太田三本扇地区、昭和48年に西仙北地区、中仙地区、昭和49年に田中田地区をそれぞれ設定している。

中仙地区中川原と田中田地区については構想のみで造成事業に未着手である。

(2) 新規地区（大曲西根地区）

新規地区の候補地の選定に際しては、以下の内容により行った。

①周辺地域を含む地域全体の産業等の立地動向

各産業導入地区とも電子部品製造業や金属製品製造業などを中心に多くの企業が立地している。大曲西根地区は国道105号と隣接しているほか JR 大曲駅や国道13号にも近く、隣接する大曲企業団地と合わせ複数の企業が集積する本市の重要な開発区域である。

②市場の近接性

大曲西根地区は市内中心部の西部に位置しており、国道105号や13号を介して隣接する秋田市や横手市にも容易にアクセスできる。さらに秋田空港を利用すれば首都圏や中部圏、関西圏なども商圏に含めることができる。

③交通インフラの整備状況

大曲西根地区は国道105号に隣接しており、近隣市町村や秋田新幹線の JR 大曲駅へのアクセスも容易である。秋田自動車道大曲 IC にも近いほか秋田自動車道における北上西 IC から湯田 IC 間の4車線化も予定されている。

④周囲の企業の立地動向

近隣には電子部品製造業や金属製品製造業が立地しているとともに、隣接する大曲企業団地には運送業や建設資材製造業等の立地が決定している。

⑤市内で設定されている他の産業導入地区の区域における土地利用の状況

既存の産業導入地区の未利用地はいずれも隣接企業の拡張が計画されているため分譲不可であったり、現状農地として利用されているため未造成となっている。

上記の結果を踏まえると、導入企業の立地条件を満たすことができないことから、大曲西根地区を産業導入地区として選定したものである。

4 産業導入地区の地目別面積

地区名	農地等						宅地・その他						合計	
	田	畑			採草放牧地	計	宅地		山林	原野	埋立地	その他		計
		普通畑	樹園地	草地			うち施設用地等							
大曲西根	64,315	1,328				65,643	888.25	888.25		661		4,978	6,527	72,170.25

(用途区分別)

(単位：㎡)

地区名	農地	採草放牧地	混牧林地	農業用施設用地	合計
大曲西根	65,643.00				65,643.00

5 市町村の産業導入地区の現状（変更の場合のみ記入）

（単位：m²）

区分	地区名 (団地名)	産業 導入 地区 面積	導入産 業操業 面積	導入産 業未操 業面積	産業導 入未決 定面積	造成済 面積	未造成 面積	荒廃 農地	産業 導入 不可 面積
令和4年 (現状)	藤木	31,965	31,965	0	0	0	0	0	0
	西仙北 (土川)	62,742	31,020	0	31,722	0	31,722	0	0
	西仙北 (北野目)	54,980	30,466	18,034	0	0	0	0	6,480
	西仙北 (西今泉)	50,491	40,346	0	5,095	0	5,095	0	5,050
	中仙 (野中)	16,000	15,232	0	768	0	768	0	0
	中仙 (上黒土)	6,337	6,337	0	0	0	0	0	0
	中仙 (中川原)	39,000	0	0	39,000	0	39,000	0	0
	台林	65,440	65,440	0	0	0	0	0	0
	田中田	25,000	0	0	25,000	0	25,000	0	0
	大和田	13,310	13,310	0	0	0	0	0	0
	田茂木第1	19,508	19,508	0	0	0	0	0	0
	天ヶ沢	21,884	21,884	0	0	0	0	0	0
	田茂木第2	13,761	13,761	0	0	0	0	0	0
	太田北開	74,466	52,618	0	2,848	0	2,848	0	19,000
	太田国見	21,115	21,115	0	0	0	0	0	0
	太田三本扇	21,597	21,597	0	0	0	0	0	0
合計		537,596	384,599	18,034	104,433	0	104,433	0	30,530

※産業導入不可面積については、道路等の公共施設面積が含まれます。位置は別図—1のとおり

6 産業導入未決定地の活用見込み（変更の場合のみ記入）

既存の産業導入地区のうち中仙地区中川原と田中田地区は産業導入未決定地となっているが、現状農地として利用しているため未造成の地区となっている。高速道路等の交通アクセスの利便性や関連企業の集積状況を勘案すると現在立地に関する問い合わせのある企業の立地ニーズを満たすことが困難であるが、用地を探している企

業からの問い合わせはあるため、企業の進出と産業導入において適した活用を模索し、造成の検討を進める。

西仙北地区土川工業団地、西今泉工業団地、中仙地区野中工業団地、太田北開地区の未造成地については隣接企業の拡張予定地となっているため立地企業の設備投資に合わせて造成工事を行うことで活用を図ることとしている。

7 地域開発、土地利用計画諸法との関係

【大曲西根地区】

(1) 地域開発法等の指定

1 首都圏整備法 (既成市街地等)	2 近畿圏都市開発区域	3 中部圏都市開発区域	4 北海道総合開発計画
5 振興山村指定地域	⑥農振地域	⑦過疎地域	⑧都市計画 (線引・未線引)
9 地域経済牽引事業 の促進区域	10地域経済牽引事業 の重点促進区域		

(2) 土地利用基本計画関係

都市計画	農業地域	森林計画	自然公園地域	自然保全地域	白地地域
①	②	3	4	5	6

(3) 都市計画関係

(計画区分)

線引都市 計画区域		非線引都市 計画区域		準都市計画区域		都市計画 区域外	都市計画 無
市街化区域	市街化 調整区域	用途地域	用途地域外	用途地域	用途地域外		
1	2	3	④	5	6	7	8

(用途地域)

近隣 商業	商業	準工業	工業	工業 専用	その他 ()	未指定
1	2	3	4	5	6	⑦

(4) その他

①都市計画法による都市計画区域、市街化区域及び市街化調整区域、地域地区等が指定されているときは、その範囲及び指定年月日

〔都市計画区域指定〕無し

指定年月日

〔用途地域〕無し

〔範囲〕無し

都市計画区域図（別図－２）

②農地転用に関する調整の結果の状況

令和２年農地転用許可を受けている大川西根地区新企業団地に隣接する用地を整備するにあたり、農業委員会等関係機関と協議し進めていく。

③農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域及び農用地区域の範囲及び設定年月日

〔農業振興地域〕

指定年月日 平成１８年８月

範囲 別図－３のとおり

〔農用地区域〕

許可年月日 平成１８年８月

範囲

④土地改良事業等の農業投資の区域及び農業用施設、道路、水路等の位置

別図－４のとおり

⑤周辺における既存企業の立地状況

別紙－１のとおり

⑥産業導入地区の選定の経緯

本市では、合併前の旧市町村において地域産業の振興を目的に、企業のニーズを踏まえながら 22 の工業団地を整備し、合わせて 843,000 ㎡を 35 の企業に分譲してきた。

令和４年５月現在、未分譲の工業団地は北野目工業団地（11,000 ㎡）、西ノ又工業団地（10,000 ㎡）及び大曲企業団地（10,000 ㎡）の３か所のみとなっているが、いずれも立地を希望している企業への分譲を進めており、全て分譲予定である。

また、民間が所有する未利用地・低利用地や空き校舎の斡旋・紹介なども行ってきたが、大規模区画や交通の利便性、近年の人材不足を背景に人材を獲得しやすい環境を求める企業のニーズに応えられていない状況にあった。

こうした企業の要望に対応し、新たな企業誘致の実現や市内企業の事業拡大に向けた用地を提供するため、平成 29 年度に「大仙市工場適地選定業務」を実施し、その結果、大曲地域の西根地区が選定された。

⑦立地条件表

別紙－２のとおり

第2 導入すべき産業の業種及び規模

令和9年度までに産業導入地区に導入すべき産業の業種及び規模は、次のとおりとする。

1 導入すべき業種

地区名	業種		
	大分類	中分類	小分類
藤木	E 製造業	25 はん用機械器具製造業	252 ポンプ・圧縮機製造業
西仙北 (土川)	E 製造業	26 生産用機械器具製造業	263 繊維機械製造業
西仙北 (北野目)	E 製造業	22 鉄鋼業	225 鉄素形材製造業
		26 生産用機械器具製造業	264 生活関連産業用機械製造業
	R サービス業	88 廃棄物処理業	882 産業廃棄物処理業
		89 自動車整備業	891 自動車整備業
西仙北 (西今泉)	E 製造業	11 繊維工業	116 外衣・シャツ製造業
		18 プラスチック製品製造業	189 その他のプラスチック製品製造業
		24 金属製品製造業	244 建設用・建築用金属製品製造業
中仙 (野中)	E 製造業	31 輸送用機械器具製造業	311 自動車・同附属品製造業
	R サービス業	87 協同組合	872 事業協同組合
中仙 (上黒土)	E 製造業	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	284 電子回路製造業
中仙 (中川原)	E 製造業	31 輸送用機械器具製造業	311 自動車・同附属品製造業
台林	E 製造業	12 木材・木製品製造業	121 製材業、木製品製造業
	F 電気・ガス・熱供給・水道業	33 電気業	331 電気業
田中田	E 製造業	31 輸送用機械器具製造業	311 自動車・同附属品製造業
大和田	E 製造業	11 繊維工業	116 外衣・シャツ製造業
田茂木第1	E 製造業	27 業務用機械器具製造業	273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業

地区名	業種		
	大分類	中分類	小分類
天ヶ沢	E 製造業	24 金属製品製造業	244 建設用・建築用金属製品製造業
田茂木第2	E 製造業	27 業務用機械器具製造業	273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業
太田北開	E 製造業	09 食料品製造業	093 野菜缶詰・果物缶詰・農産保存食料品製造業
		24 金属製品製造業	249 その他の金属製品製造業
		29 電気機械器具製造業	291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業
太田国見	E 製造業	26 生産用機械器具製造業	264 生活関連産業用機械製造業
太田三本扇	E 製造業	27 業務用機械器具製造業	275 光学機械器具・レンズ製造業
大曲西根	E 製造業	25 はん用機械器具製造業	252 ポンプ・圧縮機製造業
		26 生産用機械器具製造業	267 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業
		27 業務用機械器具製造業	274 医療用機械器具・医療用品製造業
		31 輸送用機械器具製造業	311 自動車・同附属品製造業

2 選定理由

新規産業導入地区である大曲西根地区における業種の選定に当たっては、農村地域の住民が地域で住み続けることができるよう、必要な優良農地の確保及び地域農業の発展に資することを前提としつつ、安定的な他産業の就業機会の選択肢を創出する必要がある。そのため、多くの常用雇用が期待できる業種の中において、地域農業その他既存産業との連携、あるいは地域資源の活用による販路拡大及び高付加価値化が見込まれる業種、又は生産性や業界成長性が高く、将来における雇用構造の高度化、多様化が見込まれる業種について、本市重要施策との整合性を図った上で選定した。

(1) 安定した就業機会の確保

導入する全ての業種は、常用雇用者が常駐化する業種を選定するものとし、雇用創出効果が低い広大な施設や短期の雇用など安定的な雇用が見込めない業種については、地域の実情を踏まえた上で選定しないものとする。

(2) 雇用構造の高度化に資するもの

導入する全ての業種は、地域における労働力の効率的かつ適正な配分が円滑に行われるよう業種間の配分・連携が可能となるものを優先するものとする。また、地域住民の希望や能力に沿った就業が円滑に行われるとともに、所得の向上に資するものを

優先的に導入し、特に小規模農家、離農農家及び高齢農家等が容易に就業し、継続できる業種の導入を積極的に選定するものとする。

(3) 公害の防止、自然環境の保全、生活環境の保全及び地域産業等との調和

団地に立地する企業は、公害防止及び環境保全に努めるとともに、工場敷地内には、緑地を設けることにより周辺環境との調和に努めることとする。

企業が立地する際には、関係法令を遵守し、事前に公害防止対策等を協議し、必要に応じて公害防止に関する協定を締結することとする。

また、産業活動に伴い発生する廃棄物等の処理については、事業者処理責任の原則に立って、その処理体制を整備し、公害に係る法令や県条例等の厳正な運用により、指導監督するものとする。

(4) 立地ニーズや事業の実現見通し

産業導入地区に関して問合せを寄せた企業に対し、事業の実現性等について協議を行った結果、事業の実現見通しが立っており合意を得ることができたため、ニーズが存すると判断した。また、各業種に対しての選定理由については以下に記載する。

- ①はん用機械器具製造業については、既存拠点も近隣に存在するが、主製品が大型であるためより広い敷地が求められている。業界も活況で人手不足であるため、さらなる農業従事者の雇用の増加が見込まれ、部品等の裾野が広いことから近隣他業種と連携し地域が一体となった産業の活性化が期待される。製造品目的に環境への影響も軽微である。また、担い手への農地集積も推進され、従業員の定住化によって地域の活性化も見込まれる。
- ②生産用機械器具製造業については、近隣に同業種が立地していることもあり、地域が一体となった工業の振興が期待される。製造品目的にも環境への影響が軽微であり、農業従事者の雇用増加も見込まれる。また、担い手への農地集積も推進され、従業員の定住化によって地域の活性化も見込まれる。
- ③業務用機械器具製造業については、近接企業との取引拡大が見込まれており、地域が一体となった工業の振興が期待される。製造品目的にも環境への影響が軽微であり、農業従事者の雇用増加も見込まれる。また、担い手への農地集積も推進され、従業員の定住化によって地域の活性化も見込まれる。
- ④輸送用機械器具製造業については業種的に環境への影響も軽微であり、既存拠点も近隣に存在し、すでに一定以上の地元雇用実績もある。さらなる農業従事者の雇用の増加が見込まれるとともに担い手への農地集積も推進され、従業員の定住化によって地域の活性化も見込まれる。

- ⑤廃棄物処理業および自動車整備業、共同組合については産業導入地区内に既に立地している業種である。関連企業もそれぞれ近隣に存在し、業種的に環境への影響も軽微であるほか、すでに一定以上の地元雇用実績もある。さらなる農業従事者の雇用の増加が見込まれるとともに担い手への農地集積も推進され、従業員の定住化によって地域の活性化も見込まれる。
- ⑥電気業については隣接する木材・木製品製造業で製造される木質チップを燃料として発電を行うバイオマス発電事業者であり、地域資源を活用した付加価値の高い事業を行っている。隣接企業と連携し地域が一体となった産業の活性化が期待されるほか事業内容的に環境への影響も軽微である。さらなる農業従事者の雇用の増加が見込まれるとともに従業員の定住化によって地域の活性化も見込まれる。

3 導入すべき産業の規模

地区名	産業の種類	事業所数	計画面積 (㎡)			雇用期待従業員数 (人)			経済上の規模 (百万円)
			工場用地等の面積	公共施設用地面積	計	男	女	計	
藤木	25 はん用機械器具製造業	1	31,965		31,965	65	30	95	500
	計	1	31,965		31,965	65	30	95	500
(西 仙 北)	26 生産用機械器具製造業	1	62,742		62,742	30	20	50	300
	計	1	62,742		62,742	30	20	50	300
(北 西 野 仙 北)	22 鉄鋼業	1	29,034		29,034	10	10	20	100
	26 生産用機械器具製造業	1	5,000		5,000	5	2	7	20
	88 廃棄物処理業	1	4,466		4,466	3	0	3	10
	89 自動車整備業	1	10,000		10,000	10	2	12	30
	計	4	48,500	6,480	54,980	28	14	42	160
(西 今 仙 北)	11 繊維工業	1	15,000		15,000	1	25	26	30
	18 プラスチック製品製造業	1	15,441		15,441	20	15	35	80
	24 金属製品製造業	1	15,000		15,000	15	10	25	60
	計	3	45,441	5,050	50,491	36	50	86	170
(野 中 仙)	31 輸送用機械器具製造業	1	10,000		10,000	15	10	25	90
	87 協同組合	1	6,000		6,000	3	2	5	10
	計	2	16,000		16,000	18	12	30	100
(上 黒 土)	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	1	6,337		6,337	25	20	45	100
	計	1	6,337		6,337	25	20	45	100
(中 川 原)	31 輸送用機械器具製造業	1	39,000		39,000	10	10	20	150
	計	1	39,000		39,000	10	10	20	150
台 林	12 木材・木製品製造業	1	35,440		35,440	15	2	17	110
	33 電気業	1	30,000		30,000	20	3	23	200
	計	2	65,440		65,440	35	5	40	310
田 中 田	31 輸送用機械器具製造業	1	25,000		25,000	10	10	20	150
	計	1	25,000		25,000	10	10	20	150

地区名	産業の種類	事業所数	計画面積 (㎡)			雇用期待従業員数 (人)			経済上の規模 (百万円)
			工場用地等の面積	公共施設用地面積	計	男	女	計	
大和田	11 繊維工業	1	13,310		13,310	10	20	30	350
	計	1	13,310		13,310	10	20	30	350
田茂木第1	27 業務用機械器具製造業	1	19,508		19,508	70	70	140	800
	計	1	19,508		19,508	70	70	140	800
天ヶ沢	24 金属製品製造業	1	21,884		21,884	30	20	50	500
	計	1	21,884		21,884	30	20	50	500
田茂木第2	27 業務用機械器具製造業	1	13,761		13,761	70	70	140	800
	計	1	13,761		13,761	70	70	140	800
太田北開	09 食料品製造業	1	11,466		11,466	3	15	18	180
	24 金属製品製造業	1	16,000		16,000	20	15	35	300
	29 電気機械器具製造業	1	28,000		28,000	25	25	50	800
	計	3	55,466	19,000	74,466	48	55	103	1,280
太田国見	26 生産用機械器具製造業	1	21,115		21,115	30	30	60	400
	計	1	21,115		21,115	30	30	60	400
太田三本扇	27 業務用機械器具製造業	1	21,597		21,597	40	70	110	450
	計	1	21,597		21,597	40	70	110	450
大曲西根	25 はん用機械器具製造業	1	20,000		20,000	60	40	100	500
	26 生産用機械器具製造業	1	15,000		15,000	25	25	50	50
	27 業務用機械器具製造業	1	10,000		10,000	10	10	20	10
	31 輸送用機械器具製造業	1	20,000		20,000	60	40	100	500
	計	4	65,000	7,170	72,170	155	115	270	1,060

第3 導入される産業への農業従事者の就業の目標

聞き取りや地権者説明会などで農業従事者への説明を行った結果、地元導入される産業に令和9年度までに就業する農業従事者（その家族を含む、以下同じ。）は、次のとおりとする。

地区名	産業の種類	事業所数	農業従事者の就業の目標（人）			雇用期待従業員数に対する農業従事者の割合（％）		
			男	女	男女計	男	女	男女計
藤木	25 はん用機械器具製造業	1	10	5	15	15.4	16.7	16.0
	計	1	10	5	15	15.4	16.7	16.0
（土川） 西仙北	26 生産用機械器具製造業	1	5	2	7	16.7	10.0	13.3
	計	1	5	2	7	16.7	10.0	13.3
（北西） 野仙北	22 鉄鋼業	1	2	0	2	20.0	0.0	10.0
	26 生産用機械器具製造業	1	1	0	1	20.0	0.0	10.0
	88 廃棄物処理業	1	1	0	1	33.3	0.0	16.7
	89 自動車整備業	1	2	0	2	20.0	0.0	10.0
	計	4	6	0	6	23.3	0.0	11.7
（西今） 西仙北	11 繊維工業	1	0	3	3	0.0	12.0	6.0
	18 プラスチック製品製造業	1	4	1	5	20.0	6.7	13.3
	24 金属製品製造業	1	2	1	3	13.3	10.0	11.7
	計	3	6	5	11	11.1	9.6	10.3
（野中） 中仙	31 輸送用機械器具製造業	1	2	1	3	13.3	10.0	11.7
	87 協同組合	1	1	0	1	33.3	0.0	16.7
	計	2	3	1	4	23.3	5.0	14.2

地区名	産業の種類	事業所数	農業従事者の就業の目標（人）			雇用期待従業員数に対する農業従事者の割合（％）		
			男	女	男女計	男	女	男女計
（上黒土） 中仙	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	1	5	3	8	20.0	15.0	17.5
	計	1	5	3	8	20.0	15.0	17.5
（中川原） 中仙	31 輸送用機械器具製造業	1	2	2	4	20.0	20.0	20.0
	計	1	2	2	4	20.0	20.0	20.0
台林	12 木材・木製品製造業	1	5	0	5	33.3	0.0	16.7
	33 電気業	1	4	1	5	20.0	33.3	26.7
	計	2	9	1	10	26.7	16.7	21.7
田中田	31 輸送用機械器具製造業	1	2	2	4	20.0	20.0	20.0
	計	1	2	2	4	20.0	20.0	20.0
大和田	11 繊維工業	1	2	3	5	20.0	15.0	17.5
	計	1	2	3	5	20.0	15.0	17.5
田茂木第1	27 業務用機械器具製造業	1	8	5	13	11.4	7.1	9.3
	計	1	8	5	13	11.4	7.1	9.3
天ヶ沢	24 金属製品製造業	1	6	3	9	20.0	15.0	17.5
	計	1	6	3	9	20.0	15.0	17.5
田茂木第2	27 業務用機械器具製造業	1	8	5	13	11.4	7.1	9.3
	計	1	8	5	13	11.4	7.1	9.3

地区名	産業の種類	事業所数	農業従事者の就業の目標（人）			雇用期待従業員数に対する農業従事者の割合（％）		
			男	女	男女計	男	女	男女計
太田北開	09 食料品製造業	1	1	3	4	33.3	20.0	26.7
	24 金属製品製造業	1	2	2	4	10.0	13.3	11.7
	29 電気機械器具製造業	1	3	4	7	12.0	16.0	14.0
	計	3	6	9	15	18.4	16.4	17.4
太田国見	26 生産用機械器具製造業	1	4	3	7	13.3	10.0	11.7
	計	1	4	3	7	13.3	10.0	11.7
太田三本扇	27 業務用機械器具製造業	1	7	10	17	17.5	14.3	15.9
	計	1	7	10	17	17.5	14.3	15.9
大曲西根	25 はん用機械器具製造業	1	13	7	20	21.7	17.5	19.6
	26 生産用機械器具製造業	1	5	3	8	20.0	12.0	16.0
	27 業務用機械器具製造業	1	2	0	2	20.0	0.0	10.0
	31 輸送用機械器具製造業	1	13	7	20	21.7	17.5	19.6
	計	4	33	17	50	20.8	11.8	16.3

第4 産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

産業の導入と相まって、令和9年度までに促進すべき農業構造の改善に関する目標は次のとおりとする。

1 農家人口、農業従事者、基幹的農業構造の改善に関する目標

(単位：人)

区分	農家人口	農業従事者等	
		農業従事者	基幹的農業従事者
令和4年度 (現況)	14,072	9,842	4,167
令和8年度 (目標)	9,639	7,480	3,000

※現状値は、2020農林業センサス、5年後の数値は2015農林業センサスとの比較により算出

2 認定農業者、認定新規就農者及び集落営農（以下「認定農業者等」という。）現状・見込み

(単位：人)

区分	認定農業者	認定新規就農者	集落営農
令和4年度 (現況※)	1,349	19	38
令和8年度 (目標)	1,207	7	30

※令和3年度担い手数（R4.1月末現在）による

3 認定農業者等の育成

(1) 認定農業者等及び基本構想水準達成者への農用地の利用の集積に関する計画

区分	農用地面積①	認定農業者等及び基本構想水準達成者への農用地の利用集積面積 (ha)				認定農業者等及び基本構想水準達成者への利用集積率 (%) ② / ①
		所有面積	利用権設定	特定農作業受託	計②	
令和4年度 (現況)	19,800	470,402	649,882	226,162	1,346,446	68
令和8年度 (目標)	19,800	553,584	764,802	266,155	1,584,541	80

※令和2年度担い手の農地利用集積状況調査（様式A）、農地台帳、水田情報（営農計画書）データ
 ※目標については、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（R3.7月）の目標率より推計

(2) 認定農業者等の営農分類

(単位：経営体 (集落営農))

目標とする営農累計 (作目・部門名)		認定農業者等の数	
		令和4年度 (現況※)	令和8年度 (目標)
単一経営	稲作	639	637
	麦類作	0	0
	雑穀・いも類・豆類	11	11
	工芸農作物	1	4
	露地野菜	11	6
	施設野菜	8	6
	果樹類	3	5
	花き・花木	12	8
	その他の作物	3	1
	酪農	6	8
	肉用牛	16	16
	養豚	4	4
	養鶏	1	1
	その他の畜産	0	0
複合経営		668	768
計		1,383	1,475

※令和2年度 (令和3年3月末現在) 農業経営改善計画の営農類型別認定状況より

(3) 地域農業を支える多様な担い手の確保・育成

- 認定農業者 (個人) については、稲作単一経営が多く、転作の対応はそのほとんどが加工用米や飼料用米といった非主食用米であり、近年の米菓の低迷により経営環境は厳しくなっている。このような状況に対応するため、農地中間管理事業等を活用した農地の集積・集約化や、直播栽培等の技術導入により低コスト化・省力化を推進する。また、自らの経営状況を分析し農業経営改善につなげるため、パソコンを活用した農業簿記の知識と操作技術の取得や、青色申告の実施を推進する。
- 認定農業者 (法人) については、水稻と大豆、野菜などを組み合わせた複合経営に取り組む法人が多くなっている。また、経営規模の拡大はもとより、経営の多角化に取り組む法人も増加しており、こうした取組を後押しする。

- 集落営農組織については、経営の法人化などによって近年は漸減傾向が続いているが、認定農業者と同様に一定数を確保していく必要がある。認定農業者が不在の地域等については、地域内の農地の維持・保全を図るため、集落営農組織の設立について検討する。また、既存組織の経営の複合化への支援だけではなく、組織の法人化を重点的に進め、組織の経営発展に向けた取組や雇用の受け皿としての体制づくりを推進する。

(4) 新規就農者の確保・育成

- 市が運営する東部及び西部新規就農者研修施設や県の研修制度を活用し、経営開始に必要な栽培技術や知識の習得に向けた研修を実施し、新規就農者の確保・育成を図る。
- 国の新規就農者育成総合対策など各種助成制度を活用し、就農促進に努める。
- 新規就農者が早期に安定的な営農を展開できるよう農業関係団体などによるフォローアップ体制を整えていく。
- 定年退職後の就農や農外からの就農希望、雇用就農など多様な人材を確保するため、就農相談や経営開始、営農定着に向けた取組も後押しする。

4 生産基盤の充実、農地の利用集積の促進

- 農地集積加速化基盤整備事業等による大区画圃場の整備を推進する。
- 戦略作物生産拡大基盤整備促進事業による水路等の整備を推進する。
- 元気な中山間地域農業応援事業等の県営事業の活用による整備を推進する。
- 小規模集落元気な地域づくり基盤整備事業による中山間地の小規模整備を推進する。
- 多面的機能支払交付金事業（農地維持活動）による耕作放棄地の発生防止を図る。
- 農地中間管理事業の積極的な活用を図るため、農地の出し手・受け手となる農業者への制度の周知に努める。
- 農地中間管理事業を活用し農地の集積・集約化を推進するため、市、農業委員会、JA等関係機関の緊密な連携を図る。

第5 産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する事項

1 過去に造成された工業団地等の活用可能性

令和4年5月現在、未分譲の工業団地は北野目工業団地（農工団地・11,000 m²）、西ノ又工業団地（10,000 m²）及び大曲企業団地（10,000 m²）の3か所となって

いる。また、民間が所有する未利用地・低利用地や空き校舎等の斡旋・紹介も行ってきたが、大規模区画や近年の人材不足を背景にした人材を獲得しやすい環境を求める企業のニーズに応えられていない状況にある。

2 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

ア 農用地区域外での開発を優先すること

本市では、企業等に対し民間が所有する未利用地・低利用地や空き校舎等の斡旋・紹介も行ってきたが、大規模区画や近年の人材不足を背景にした人材を獲得しやすい環境を求める企業のニーズに応えられていない状況にあった。

こうした状況を打破するため、新たな企業団地の整備に向けて、一般財団法人日本立地センターに委託し平成 30 年度に「工場適地選定業務」を実施した。用地の特徴（造成等）、用排水・電力、道路・交通、その他（周辺環境、法規制等）の視点から評価基準を設定し、候補地の総合的な評価を行った結果、計画地は広域交通条件における優位性の高さ、開発における支障の少なさを考慮して 11 か所の候補地の中から最適地として選定されたものであり、農用地区域ではあるが企業団地として開発することはやむを得ないと判断した。

今回の計画区域は隣接する大曲企業団地の拡張計画であり、同団地の拠点性を高めるため現在地の拡張はやむを得ないと判断した。

イ 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

産業導入地区の設定に伴って廃止となる土地改良施設（パイプライン等）については、農地管理及び農業上の利用に支障が生じないように、各管理者と協議し従前と同様の機能を維持する。

①集团的まとまりを持つ農用地の中央部に他の用途に用いられる土地が介在し、高性能農業機械による営農への支障が生じる可能性について

- 大曲西根地区においては集团的まとまりを持つ農用地ではなく、また農地最端部における開発であるため高性能機械による営農へ影響は生じない。

②小規模の開発行為がまとまりなく行われ、農業生産基盤整備事業の実施や、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じる可能性について

- 大曲西根地区においては農業生産基盤整備事業や農地中間管理事業等の農地流動化施策を実施しておらず影響は生じない。

ウ 面積規模が最小限であること

「工場適地選定業務」で実施したアンケート調査及び立地を検討している各企業からのヒアリングによる必要最低限の計画面積とする。

エ 面的整備（区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓）を実施した地域を含めないこと

該当なし。

オ 農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

該当なし。

以上の内容について、商工担当部局及び農政部局、国土利用計画、都市計画、環境等の関係部局でプロジェクトチームを組織し調整を図った結果次のとおり合意を得た。

- 令和4年4月20日大仙市新企業団地整備プロジェクトチーム会議にて調整・合意

第6 導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

1 施設用地等の整備

- | | |
|--------------|--------------------------|
| (1) 施設用地等の面積 | 72,170.25 m ² |
| (2) 調達の方法 | 導入企業及び大仙市 |
| (3) 造成事業主体 | 導入企業及び大仙市 |
| (4) 造成年次 | 令和5年 |

2 道路、緑地等の施設整備

(1) 道路

既存の機能を失わないように、関係機関と協議の上、付け替え・廃止等を行い、地域の営農等に支障の無いようにする。

(2) 緑地等の整備

周辺住民の生活環境の保全と地区内の環境を整備するため、緩衝林、芝生、低木などの植栽を推進する。

3 定住等及び地域間交流の条件整備

生産と生活の場がより一層結合し、農村地域の生活水準の向上と生活様式の多様化の変化に対応するため、道路、水路、下水道などの生活環境基盤の整備や交通安全、防災、保健、文化施設などの生活環境施設の整備を引き続き実施し、定住及び地域間交流の条件を整備する。

第7 労働力の需給の調整及び農業従事者の産業への就業の円滑化に関する事項

1 労働力の需給の調整

産業の導入に伴う労働力の確保については、公共職業安定所及び農業関係機関等と連絡を密にしながら、需要調整を図る。

産業導入への労働力は、農業出身者への需給を基本として、新規学卒地元就業希望者など若者を中心として確保するよう努める。

2 農業従事者のほか地域住民等の導入産業への就業の円滑化

公共職業安定所及び農業関係機関等の協力のもとに、導入産業への就業希望者の把握、就業相談等を行い、就業の円滑化に努める。

(1) 大曲公共職業安定所

採用年齢の条件緩和並びに賃金、職場環境など労働条件の向上と適正化のため、導入企業に対し適切な指導援助を行う。

農業従事者が希望と能力に応じ、導入企業への円滑な就業を促進するため、他行政機関などと連携し、十分な職業相談、指導を行うとともに、必要に応じ職業訓練給付金の活用を図りながら職業訓練の受講を促進するなど積極的な職業紹介を要請し、円滑な就業を推進する。

(2) 職業訓練分野

導入工業等の需要に応じた労働力の創出のため、公的職業訓練施設の充実に努め、能力再開発訓練の活用を図る。

さらに、企業に対しても事業内訓練の開発促進を要請し、安定した職業生活の充実に努める。

(3) 導入企業及び関係機関から得た雇用に関する情報は、ホームページ等により、広く周知する。

第8 産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

産業の導入と相まって農業構造の改善に関する目標を達成するため、次により事業を実施する。

区分	地区名	概要	事業主体	受益面積 (ha)	事業費 (百万円)	事業年度
農地集積加速化基盤整備事業	内小友東部	区画整理197.2ha	県	197.2	3889	H30~R5
農地集積加速化基盤整備事業	内小友西部	区画整理157ha	県	157	3775	R1~R6
かんがい排水事業	大戸川	用水路L=24.3 k m	県	481.8	2889	R1~R6
かんがい排水事業	蛭野・角間川	用水路L=6 k m	県	1143	1380	H30~R6
基幹水利施設ストックマネジメント事業	仙北平野2期	用排水施設補修1式	県	7189	376	R1~R6
基幹水利施設ストックマネジメント事業	大川西根	揚水機場補修等1式	県	416.5	633	H29~R3
基幹水利施設ストックマネジメント事業	蛭川	排水施設補修1式	県	85	88	R2~R4
戦略作物生産拡大基盤整備事業	花館鶴田	排水路工L=1.2 k m	県	13	82	H29~R2
戦略作物生産拡大基盤整備事業	四ツ屋上野原	排水路工L=0.4 k m	県	25	13	H28~H29
農業河川工作部応急対策事業	山城堰水系	河床ブロック工1式	県	827	417	H29~R2
地下かんがいシステム導入支援事業	山城1期	暗渠排水6.6ha 地下水制御6.6ha	県	6.6	8	H29~H30
地下かんがいシステム導入支援事業	山城2期	暗渠排水7.9ha 地下水制御12.2ha	県	7.9	33	H30~R1

(注) 過去5年以内に行われた事業について記述 (大曲地区)

第9 その他必要な事項

1 実施計画のフォローアップについて

第2次大仙市総合計画基本構想では、企業誘致のための優遇制度の普及促進を図るとともに、企業ネットワーク活用による積極的な活動や、受け皿となるべき団地等の整備・確保等に努めることとしている。

この目標を達成するため、県等関係機関との連携を強化し、情報の発信・収集を行うとともに、各種助成金等の奨励・支援措置により誘致活動及び既存企業への支援を推進する。

また、導入企業の定着を図るため積極的な指導と協力を行うとともに、工場見学、企業説明会などを開催し人材確保に努める。

(1)実施する項目の目標達成のための具体的な体制、方策について

実施計画の策定又は変更を行った翌年度から、年度末時点の状況について、計画期間が満了するまで毎年フォローアップを行う。また、産業導入地区内に遊休地がある場合は、当該遊休地が解消するまでフォローアップを行う。なお、具体的なフォローアップする項目については次に記載する。フォローアップを行った結果については必要に応じて国及び県と共有するよう努める。

①土地利用の調整の状況

立地企業との密な情報交換を行う。

②導入産業の業種及び規模等の概況

立地企業との密な情報交換を行う。

③農業従事者の就業の状況

立地企業への聞き取り調査。

④農業構造の改善の状況

農業関係団体への聞き取り調査を行う。

⑤遊休地の解消状況

荒廃農地については農業関係団体への聞き取り調査を行うとともに、造成後活用が進まない土地については地元商工団体や企業と密な情報交換を行う。

(2)達成できなかった場合の処理方針について

実施計画の策定後、目標年次を大幅に過ぎる等の実態とかい離した実施計画が長期に渡って放置されることのないよう、目標年次の年度末等の時点において、実施計画の妥当性について検討を行う。また、良好な立地条件、産業基盤、企業誘致活

動等の産業の導入の基本となる諸条件が整う見込みがない場合、速やかに当該実施計画の廃止の手続を行う。

また、実施計画に位置付けられた産業の施設が立地していた産業導入地区内の土地に、その後別の産業の施設が立地する場合、事前に実施計画の変更について検討する。この場合において、実施計画における農業従事者の就業又は農地保有の合理化に係る目標の達成状況を検証し、新たな産業を導入産業と位置付けることにより目標達成が可能と判断される場合には、実施計画を変更して当該産業を位置付ける。一方、そのような方法による目標達成が困難と判断される場合には、産業導入地区の区域を縮小又は廃止するとともに、実施計画における目標の見直しを行う。

2 撤退時のルール等について

導入企業が撤退する場合は、速やかに市に対して報告するものとし、従業員の処遇、工場及び用地の管理等について協議するものとする。

分譲契約には、速やかな事業計画の達成について指定期間の条項を設け、万一契約の達成が困難な場合には、速やかに市と協議を行うものとする。さらに、違約があった場合に備え、違約金の条項を設ける。

立地予定企業とは現段階において立地に際しての法趣旨の合意は得ているが、企業がやむを得ず撤退することとなった場合には、跡地の有効活用の方策について検討した上で、必要に応じて実施計画の変更等を行うものとする。

別紙－1 主な既存企業の概要（概ね従業者数 30 人以上）

地域	番号	企業名	主な生産品目等
大 曲	1	(株)アーテス秋田	カットソー製品
	2	(株)秋田平野製作所	トラック、建設機械エンジン部品
	3	(株)秋田ルミナ	ディーゼルエンジン排ガス、オイル、排気センサー関連部品
	4	アネスト岩田(株)	塗装機器
	5	エイブリック(株)	アナログ半導体
	6	エスアイアイ・プリンテック(株)	インクジェットプリントヘッド
	7	(株)エスプール	アウトソーシング、コールセンター
	8	ME P(株)	精密板金加工・製作
	9	興栄建設(株)	鋼構造物・建築一式・土木一式
	10	光山電気工業(株)	産業用混成集積回路
	11	(株)伊達電器製作所	電気機器器具
	12	(株)テクレコ	磁気テープ読取ヘッド
	13	(株)フロムワン	半導体製造装置用精密板金部品
	14	由利電子部品(株)	積層セラミックチップコンデンサ
神 岡	1	(株)セーコン	医療、工業用部品（プラスチック成形）
	2	ナガイ白衣工業(株)	医療用白衣
	3	(株)ホクエツ秋田	コンクリート製品
西仙北	1	オリジナルテクノロジー(株)	紳士・婦人スーツ
	2	(株)協和精密工業	精密板金
	3	JUKI産業テクノロジー(株)	チップマウンタ外装カバー
	4	昭和コンクリート工業(株)	コンクリート製品
	5	ミツワ(株)ホクトプラ事業部	プラスチック・樹脂製品
中 仙	1	秋田上日工業(株)	パワーステアリング、オイルクーラー用パイプ
	2	ゼネラルオプティックス(株)	光学レンズ
協 和	1	東電化工業(株)	各種表面処理（メッキ）
	2	(株)門脇木材	製材加工
	3	東北藤村クレスト(株)	ヒューム管、コンクリート製品
南 外	1	杉田メリヤス工業(株)	ニット製品
仙 北	1	(株)タニタ秋田	ヘルスメーター
	2	(株)タニタハウジングウェア	金属製雨どい、金属製屋根材
	3	東京端一(株)	精密電子部品、金型設計・製作

地域	番号	企業名	主な生産品目等
太 田	1	小松ばね工業(株)	精密ばね
	2	三共光学工業(株)	光学レンズ
	3	(株)MARCHOWORKS 秋田	ポロシャツ、シャツ、アウター
	4	宮腰精機(株)	産業用アナログ印刷機

別紙－ 2 立地条件表

ア 大曲企業団地

産業導入地区の名称

大曲西根地区

造成区分	1 造成済	2 造成中	③計画有	4 非造成
売却可能面積				
分譲可能年月	年月	年月	令和 年 月	年月
売却（予定）価格	円／㎡	円／㎡	未定	円／㎡

（造成実施主体名）

大仙市及び導入企業

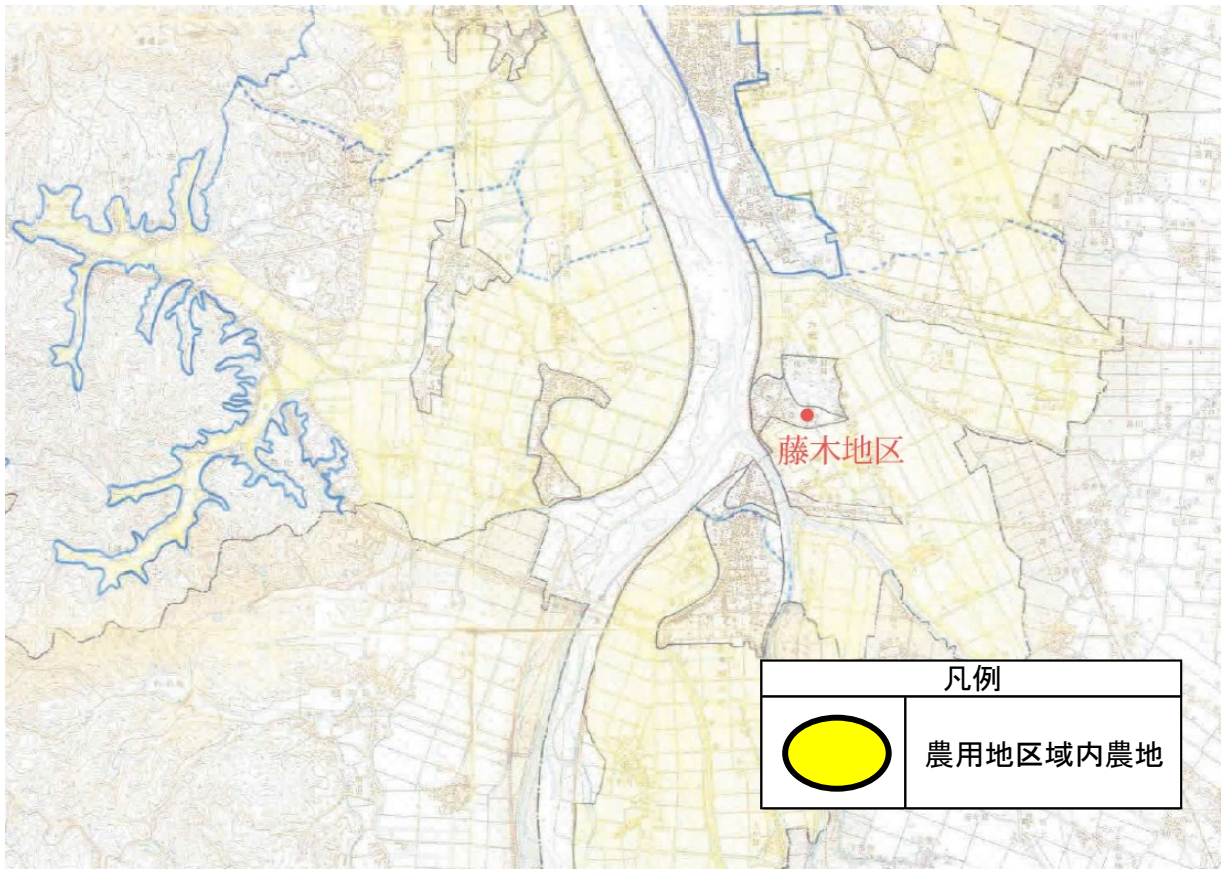
（主たる土地所有者名）

大仙市

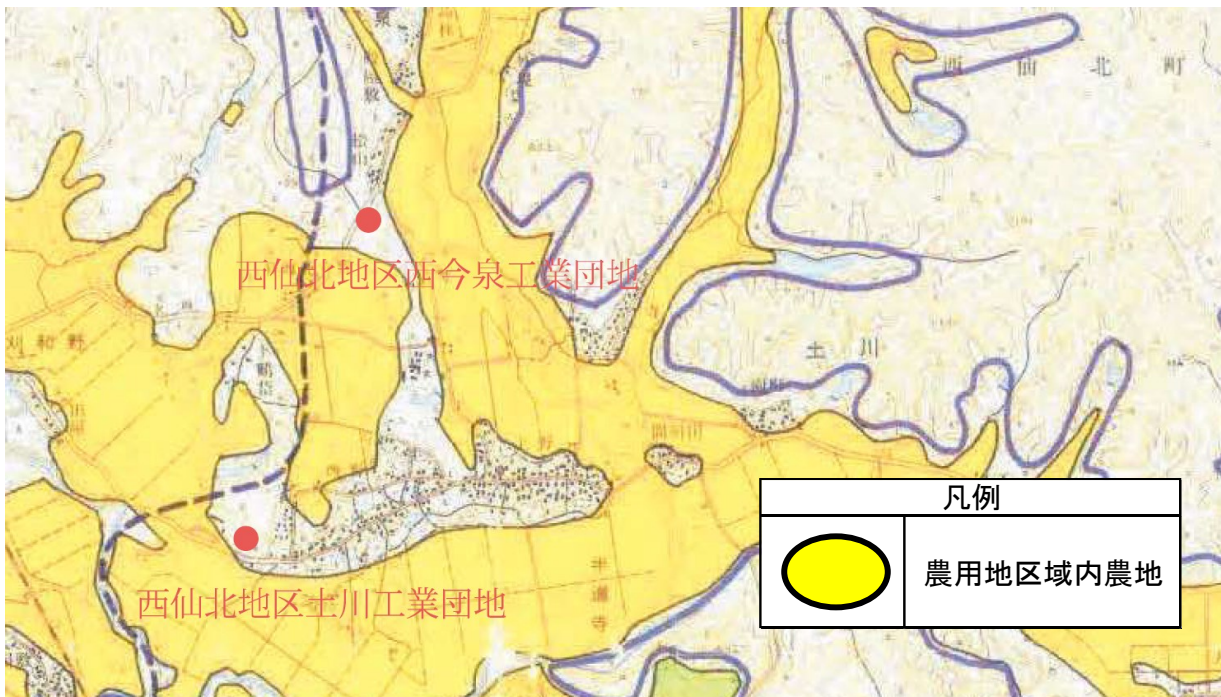
地盤・地質	(1) 地質	第4種	A	
	(2) 地耐力（N値）			
	(3) 杭打ち可能な地盤までの深さ			
用水・排水条件	(1) 海水利用の可否 （内陸・臨界の別に関わらず利用の可否を判断する）	可 1	否 ②	
	（該当する番号を○で囲む）			
	(2) 工業用水道が利用できる場合 工業用水道事業名利用可能年月価格	—	年月	円／m ³
	(A) 使用可能量（余裕水量）	m ³ ／日		
	(3) 地下水が利用できる場合 水質（成分及びp p m）	良質		
	(B) 取水可能量（安全揚水量）	m ³ ／日		
	(4) 表流水、伏流水、湖沼水が利用できる場合 水質（成分及びp p m）	良質		
	（水源名）雄物川			
	(C) 既得水利権を削除した取水可能量	m ³ ／日		
	(5) 淡水取水可能量 (D) 淡水取水可能量 （（A）＋（B）＋（C）合計水量）	m ³ ／日		
(6) 上水道が利用できる場合（計画を含む）	上水道事業名	利用可能年月日	価格	
使用可能量（余裕水量）				
大仙市上水道				
(7) 排水条件	種別	D種		
排水先	水域名	雄物川		

<p>輸送条件</p>	<p>(1) 主要道路への距離</p> <table border="1"> <tr> <td>最寄国道13号まで</td> <td>6km</td> </tr> <tr> <td>秋田自動車道大曲ICまで</td> <td>3km</td> </tr> </table> <p>(○供用中、年月開通予定)</p> <p>(2) 最寄鉄道駅への距離 (鉄道名・線名) (駅名)</p> <table border="1"> <tr> <td>新幹線名</td> <td>秋田新幹線 大曲駅</td> <td>4km</td> </tr> <tr> <td>通勤駅</td> <td>JR奥羽本線 大曲駅</td> <td>4km</td> </tr> </table> <p>専用引込線敷設の可否 (専用引込線)</p> <table border="1"> <tr> <td>可</td> <td>否</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>②</td> </tr> </table> <p>(該当する番号を○で囲む)</p> <p>(3) 最寄港湾への距離</p> <table border="1"> <tr> <td>最寄港湾埠頭</td> <td>港名</td> <td>距離</td> <td>水深</td> </tr> <tr> <td></td> <td>秋田港</td> <td>112km</td> <td>13m</td> </tr> </table> <p>(4) 最寄空港への距離</p> <table border="1"> <tr> <td>空港名</td> <td>距離</td> </tr> <tr> <td>秋田空港</td> <td>40km</td> </tr> </table>	最寄国道13号まで	6km	秋田自動車道大曲ICまで	3km	新幹線名	秋田新幹線 大曲駅	4km	通勤駅	JR奥羽本線 大曲駅	4km	可	否	1	②	最寄港湾埠頭	港名	距離	水深		秋田港	112km	13m	空港名	距離	秋田空港	40km
最寄国道13号まで	6km																										
秋田自動車道大曲ICまで	3km																										
新幹線名	秋田新幹線 大曲駅	4km																									
通勤駅	JR奥羽本線 大曲駅	4km																									
可	否																										
1	②																										
最寄港湾埠頭	港名	距離	水深																								
	秋田港	112km	13m																								
空港名	距離																										
秋田空港	40km																										
<p>電力条件</p>	<p>(1) 産業導入地区に最も近い変電所又は引込可能高圧線の電圧</p> <table border="1"> <tr> <td>6,600V</td> </tr> </table> <p>(2) 変電所等への距離 (変電所名)</p> <table border="1"> <tr> <td>変電所名</td> <td>距離</td> </tr> <tr> <td>大曲変電所</td> <td>5km</td> </tr> </table> <p>産業導入地区からの距離がいずれか近い方の番号に○印をつける。</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>変電所 (K V A)</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>引込可能高圧線 (K V)</td> </tr> </table>	6,600V	変電所名	距離	大曲変電所	5km	1	変電所 (K V A)	②	引込可能高圧線 (K V)																	
6,600V																											
変電所名	距離																										
大曲変電所	5km																										
1	変電所 (K V A)																										
②	引込可能高圧線 (K V)																										
<p>都市機能</p>	<p>主要都市への距離</p> <table border="1"> <tr> <td>(1) 最寄人口5万都市</td> <td>横手市</td> <td>20km</td> </tr> <tr> <td>(2) 最寄人口20万都市</td> <td>秋田市</td> <td>55km</td> </tr> </table>	(1) 最寄人口5万都市	横手市	20km	(2) 最寄人口20万都市	秋田市	55km																				
(1) 最寄人口5万都市	横手市	20km																									
(2) 最寄人口20万都市	秋田市	55km																									
<p>人口 地域指定</p>	<p>(1) 産業導入地区所在地市町村人口 (市町村人口)</p> <table border="1"> <tr> <td>77,657</td> </tr> </table> <p>(2) 産業導入地区所在地域の人口</p> <table border="1"> <tr> <td>通勤圏に入る市町村数</td> <td>関係市町村合計人口</td> </tr> <tr> <td>(通勤圏に入る市町村数) 3市町 (大仙市・仙北市・美郷町)</td> <td>12,880</td> </tr> </table>	77,657	通勤圏に入る市町村数	関係市町村合計人口	(通勤圏に入る市町村数) 3市町 (大仙市・仙北市・美郷町)	12,880																					
77,657																											
通勤圏に入る市町村数	関係市町村合計人口																										
(通勤圏に入る市町村数) 3市町 (大仙市・仙北市・美郷町)	12,880																										
<p>その他</p>																											

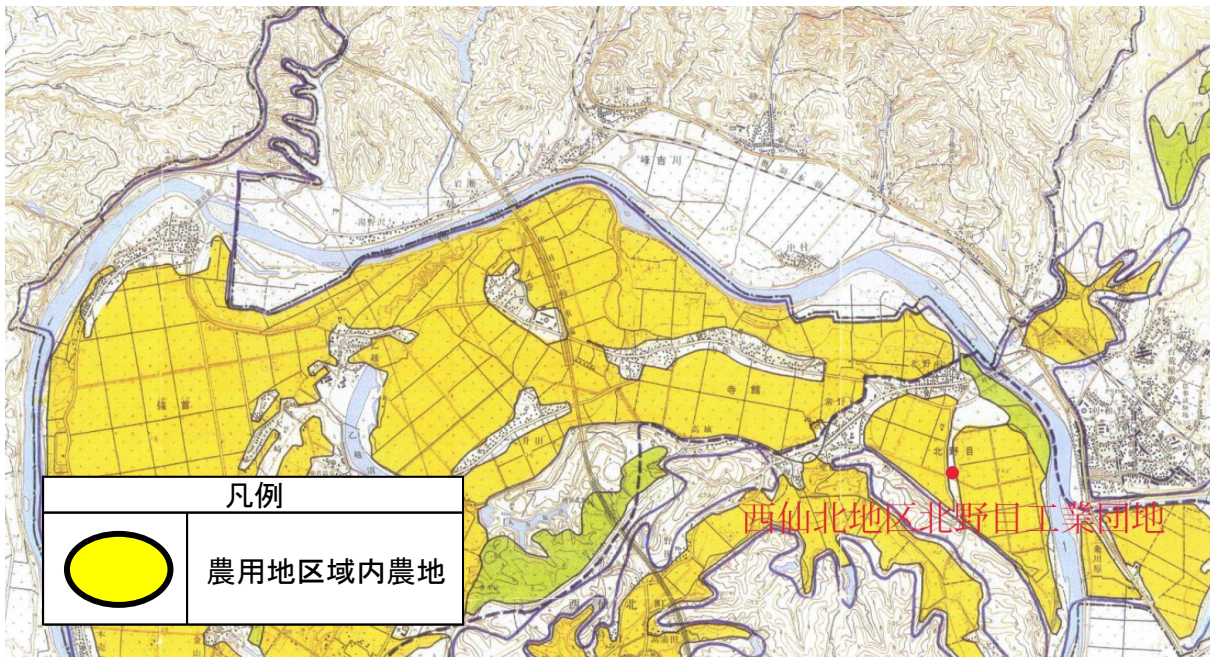
別図－1 産業導入地区位置図
藤木地区



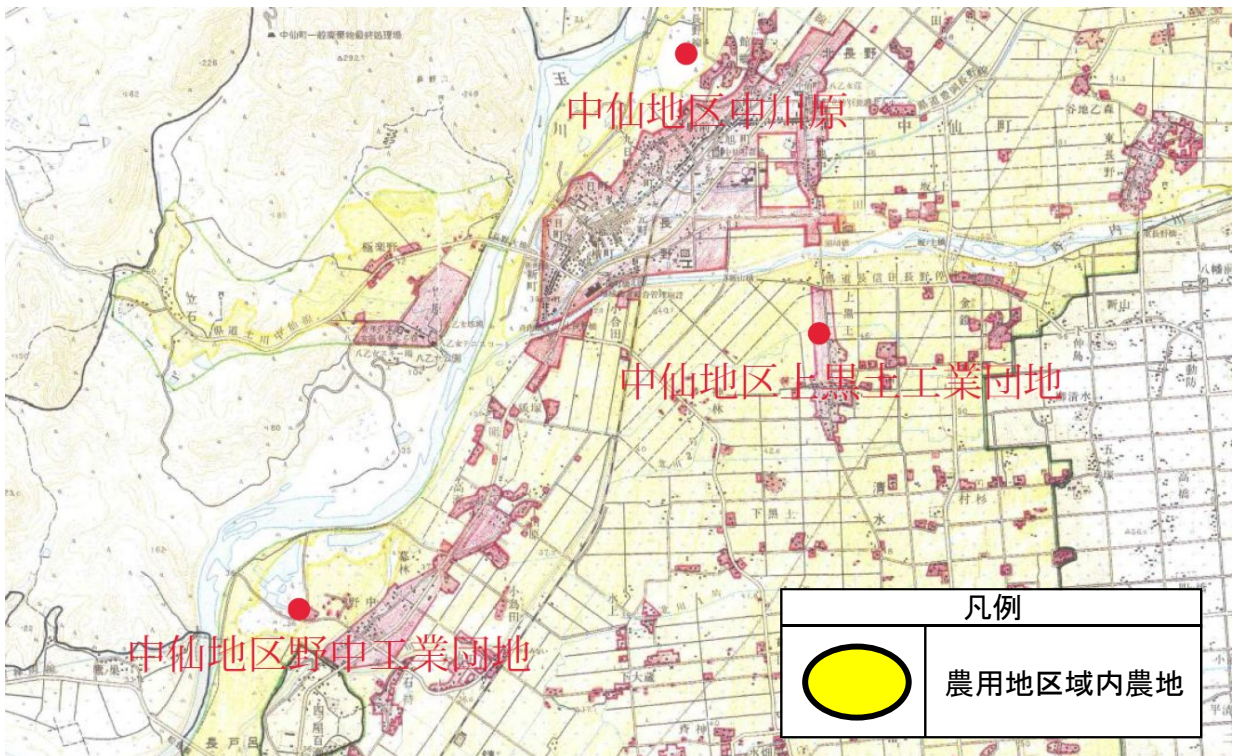
西仙北地区土川工業団地、西今泉工業団地



西仙北地区北野目工業団地



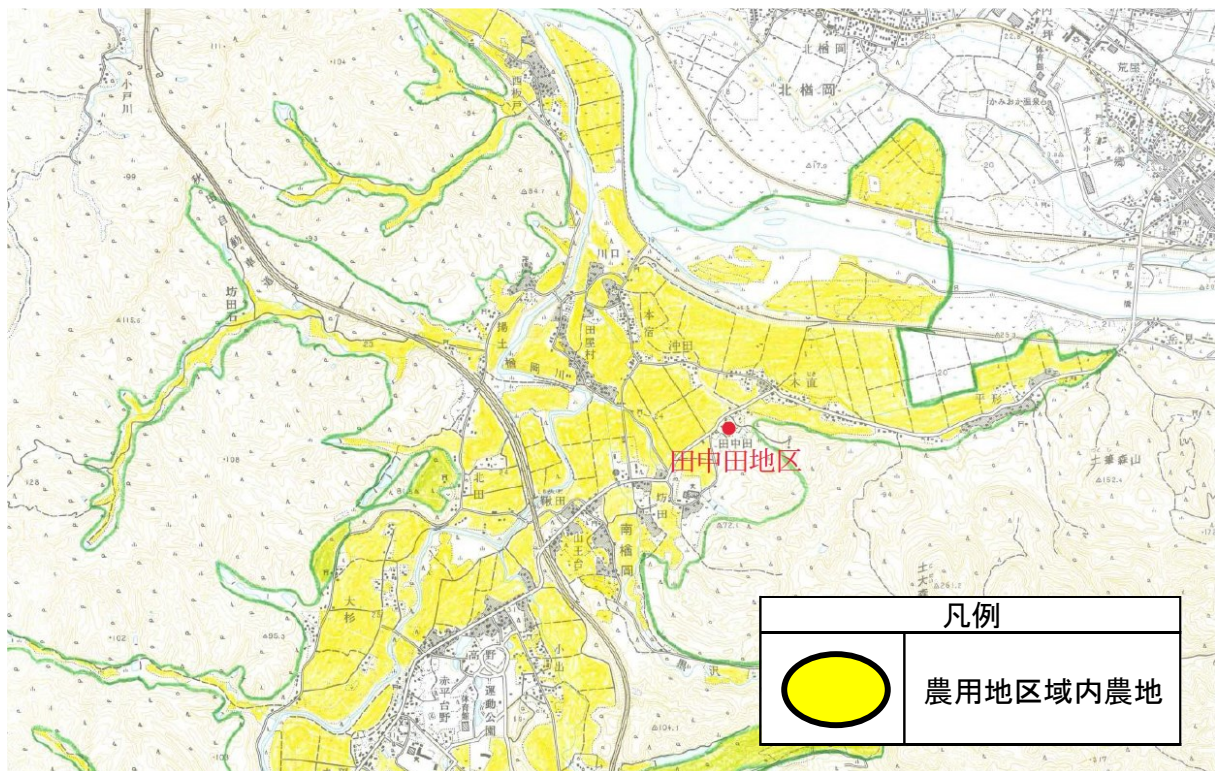
中仙地区野中工業団地、上黒土工業団地、中川原



台林地区



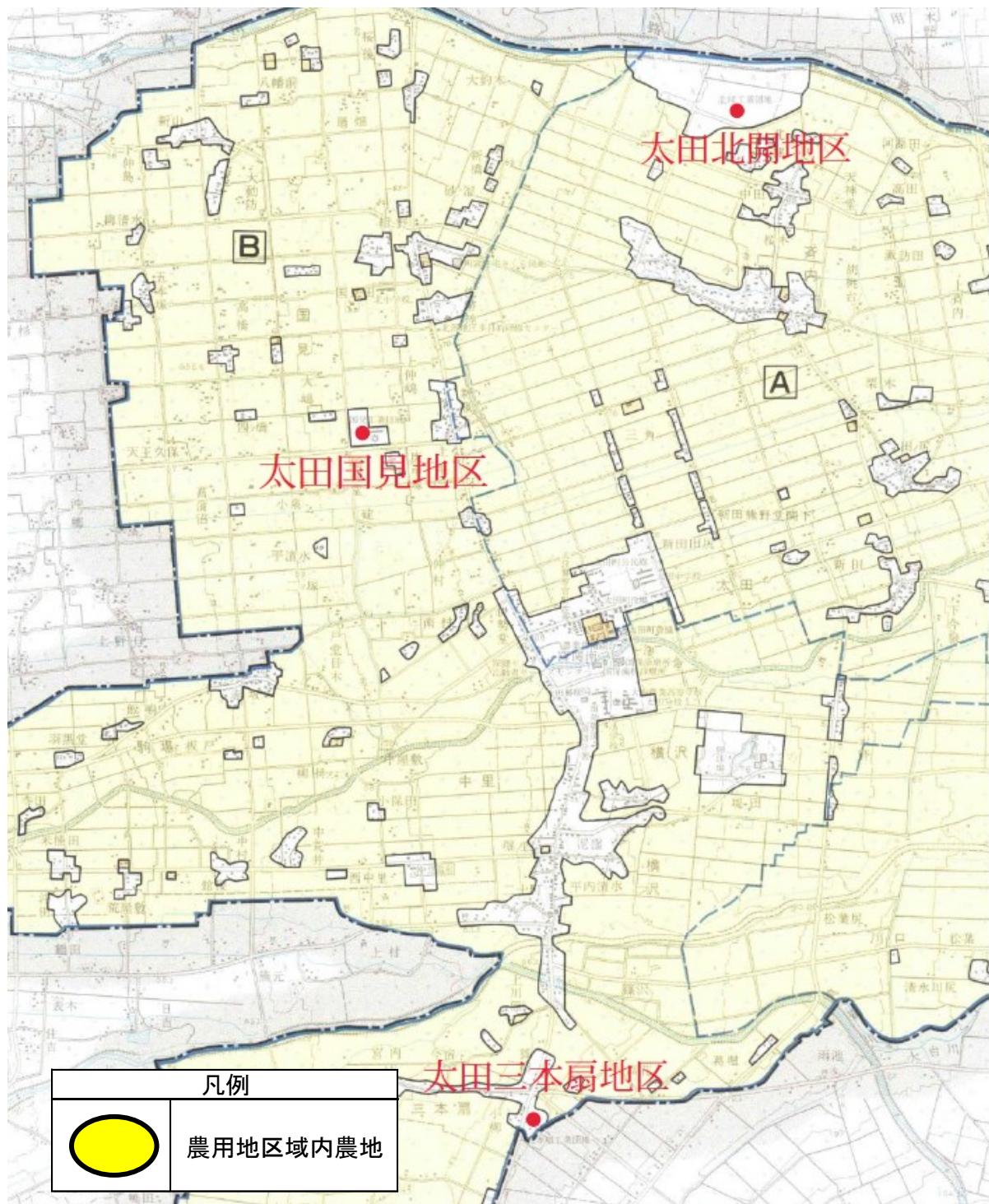
田中田地区



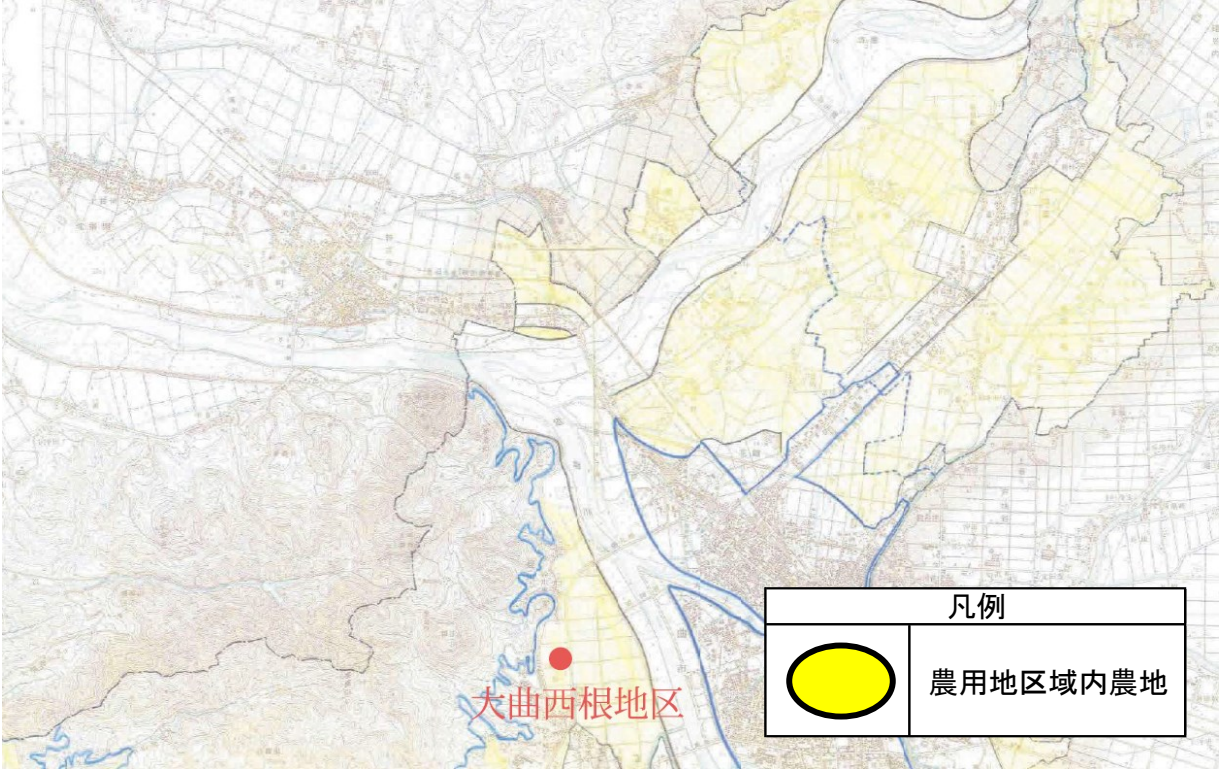
大和田地区、田茂木第1地区、天ヶ沢地区、田茂木第2地区



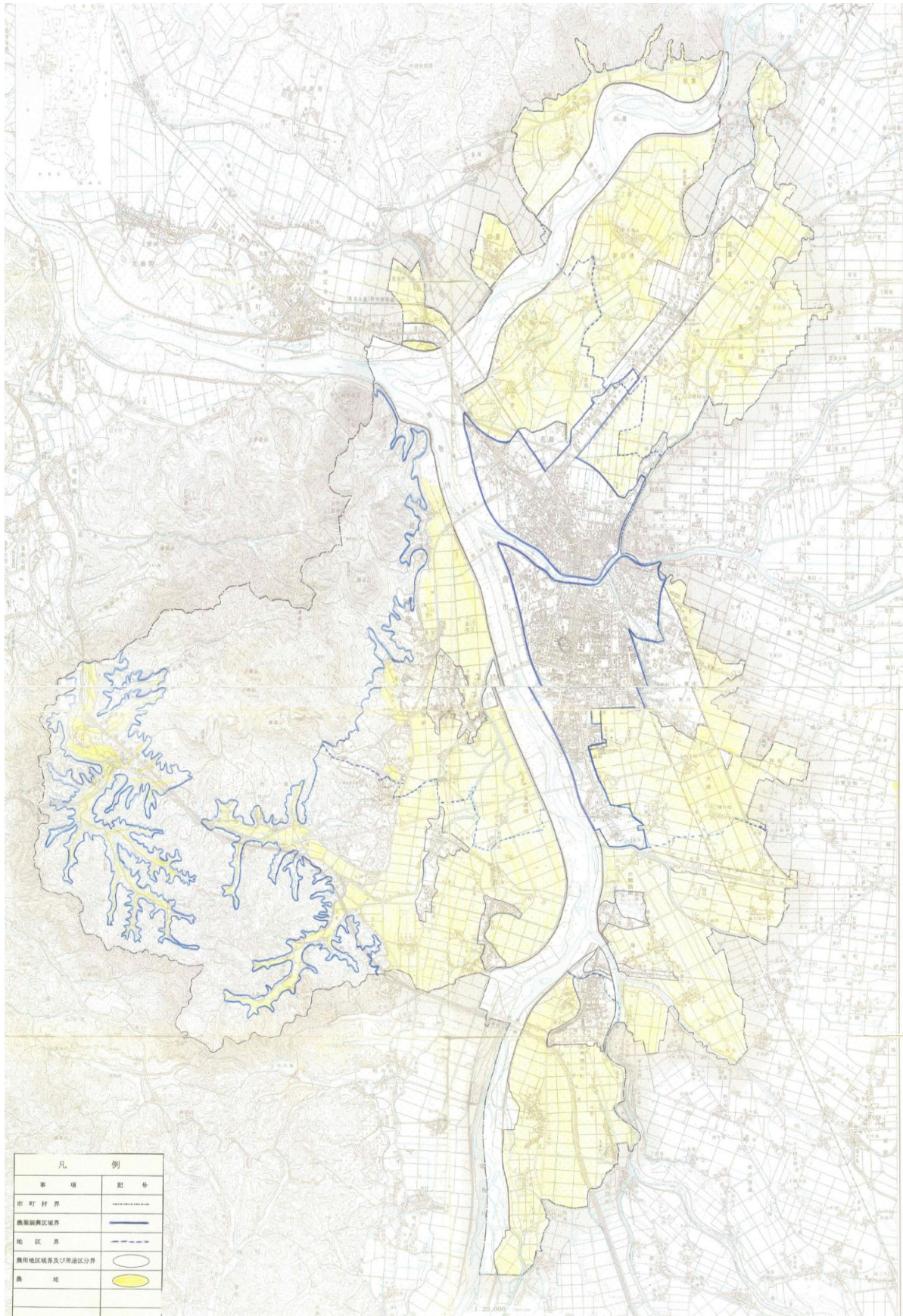
太田北開地区、太田国見地区、太田三本扇地区



大曲西根地区



別図一 3 農振地域（大曲西根地区を含む大曲地域全域）



別図－４ 土地改良事業等の農業投資の区域及び農業用施設、道路、水路等の位置

